

2020年12月14日

日本共産党栃木県委員会  
委員長 小林年治  
日本共産党栃木県議団  
代表 野村せつ子

## 新型コロナ「第3波」から医療・暮らし・事業を守る緊急要望書

1日の感染者が3000人を超え、本県でも直近1週間の新規感染者が最大115人となり「特定警戒」水準に達しています。県は独自の警戒度レベルを「感染嚴重注意」としていますが、病床稼働率が5割に近づいており、医療崩壊の危機が迫りつつあります。飲食・観光業のみならず、「このままでは年を越せない」という事業者が続出し、廃業・倒産・雇い止め等による生活困窮への対策も一刻の猶予なく求められています。

ところが、国は、12月8日の閣議決定による経済対策では、医療や暮らし・事業の緊急事態への対応は皆無に等しく、持続化給付金など事業者への直接支援は終了、雇用調整助成金特例措置は2月末までで縮小の方向が示されました。また医療体制への直接支援となる「医療機関への減収補てん」もいまだに拒み続けています。その一方で、感染症対策に逆行する「Go To 事業」は6月まで延長、「ポストコロナ」に向けた基金創設や「国土強靱（きょうじん）化」の名による公共事業などに巨額の予算を積もうとしています。このようなやり方では、「第3波」の危機から、国民の命と暮らしを守ることはますます困難にならざるを得ません。ついては、ただちに国の予備費7兆円を活用し国、関係機関に以下の対策を講じるよう求めるとともに、県独自の対策を強化するよう要望します。

### 記

1. 医療機関への減収補てんなど直接支援を直ちに行うよう国に求めること。緊急包括支援交付金を活用した支援金等の医療機関への届けが遅れており、医療機関や医療従事者の疲弊を助長させている。減収補てんなど、医療従事者の処遇改善・体制強化への直接的な支援を決断するよう緊急要望すること。

2. 県として市町、医療関係者と協力し、医療機関・高齢者施設等への一斉・定期検査（社会的検査）、感染者増加地域での大規模・地域集中的検査を実施すること。また国に対し検査費用の地方負担分については事後交付ではなく、直ちに国庫から一定額を都道府県に交付するよう求めること。

3. 佐野市教育委員会は先月、中学校教諭の感染にたいし、県よりも範囲を広げた検査を実施し、陽性者を見つけることができた。県は感染者が出た施設・事業所の検査対象をさらに拡大するとともに、市町および教育委員会等が独自の判断で感染者が出た施設、事業所、地域等の検査対象を拡大する場合、県は財政支援すること。

4. 県が行う感染者の情報公開について、感染者の居住地に加え、勤務地・通学地も公表すること。

5. 年末に事業をつぶさないために、資金繰り、雇用維持、事業継続への支援に全力をつくすこと。国に持続化給付金、家賃支援給付金制度の継続・複数回の支給、雇用調整助成金特例措置の継続及び対象企業の拡大を求めること。

6. 政策金融公庫等での「貸し渋り」「担保を求める」「春の融資の返済を求める」などの事例があると聞くが、県内の金融機関の状況を把握し、事業継続のための親身な支援を行うよう要望すること。

7. 年末年始の生活困窮への相談・対応体制を強化すること。住居確保給付金の拡充、生活保護および生活福祉資金の特例措置を周知し、積極的な活用をよびかけること。失業者などが住居を失うことのないよう必要な対応を行うこと。

8. ハローワークおよびとちぎジョブモールでの求職者の親身な相談・支援の体制を厚くすること。失業給付の対応に万全を期すよう要請すること。

9. 休業支援金の対象拡大と要件緩和を行うよう国に要望すること。

10. 「Go To 事業」を中止し、観光・飲食業等への直接支援策に転換するよう国に強く働きかけること。政府分科会からも厳しい意見が出されており、全国一律の事業継続は感染抑制に逆行することは明らかである。ただちに現行事業の中止を決断し、地域別・産業別の規模の大きい給付制度に抜本的に転換すること。県としても支援すること。

以上